

デジタル庁訓令第●号

デジタル庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 ● 月 ● 日

内閣総理大臣 石破 茂

デジタル庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令

デジタル庁行政文書管理規則（令和 3 年デジタル庁訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（総括文書管理者）	（総括文書管理者）
第 3 条（略）	第 3 条（略）
2 総括文書管理者は、 <u>総括審議官</u> をもって充てる。	2 総括文書管理者は、 <u>公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務を担当する統括官</u> をもって充てる。
3（略）	3（略）
（重要経済安保情報を記録する行政文書の管理）	（重要経済安保情報を記録する行政文書の管理）
第 29 条 重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）第 3 条第 1 項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、重要経済安保情報保護活用法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和 7 年政令第 26 号。以下「重要経済安保情報保護活用法施行令」という。）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和 7 年 1 月 31 日閣議決定。以下「運用基準」という。）及び重要経済安保情報保護活用法施行令第 11 条第 1 項の規定に基づき定められたデジタル庁重要経済安保情報保護規程（令和 7 年デジタル庁訓令第 11 号）に基づき管理するものとする。	第 29 条 重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）第 3 条第 1 項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、重要経済安保情報保護活用法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和 7 年政令第 26 号。以下「重要経済安保情報保護活用法施行令」という。）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和 7 年 1 月 31 日閣議決定。以下「運用基準」という。）及び重要経済安保情報保護活用法施行令第 11 条第 1 項の規定に基づき定められたデジタル庁重要経済安保情報保護規程に基づき管理するものとする。
（重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理）	（重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理）
第 30 条 重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（重要経済安保情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）については次に掲げるとおり管理するものとする。	第 30 条 重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（重要経済安保情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）については次に掲げるとおり管理するものとする。
一（略）	一（略）
二 秘密文書の指定は、極秘文書については当該文書に関する事務を担当する統括官又は総括審議官が、秘文書については当該文書に関する事務を担当する参事官が期間（極秘文書については 5 年を超えない範囲内の期間とする。次号において同じ。）を定めてそれぞれ行うものとし（以下これらの指定をする者を「指定者」という。）、その指定は必要最小限にとどめるものとする。	二 秘密文書の指定は、極秘文書については当該文書に関する事務を担当する統括官が、秘文書については当該文書に関する事務を担当する参事官が期間（極秘文書については 5 年を超えない範囲内の期間とする。3 において同じ。）を定めてそれぞれ行うものとし（以下これらの指定をする者を「指定者」という。）、その指定は必要最小限にとどめるものとする。
三～十（略）	三～十（略）

附 則

この訓令は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。